

提言を受け実施した具体的施策例

平成16年3月12日

第4回 ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会

1-1. 道路工事縮減施策の進捗状況

道路工事縮減施策の進捗状況

	施策の柱	具体的施策	H15度内に開始	H16度以降に開始	
従来の取組みの強化	Ⅰ. 協働の枠組みの構築	①交通工学の専門家を加えた「道路工事マネジメント改善会議」の設置		○	
		②「道路工事マネジメント改善会議」による住民・利用者への情報提供と意見聴取および大規模開発を含めたマネジメントの実施		○	
		③「道路工事マネジメント改善会議」の全国展開		○	
新たな取組みの着手	Ⅱ. マネジメントの強化による道路工事の縮減と交通への影響の軽減	①集中工事、共同施工、共同溝整備の促進	○		
		②工事総時間を指標としたマネジメント	○（12月より23区内で試行）	○（全国で実施）	
		③掘り返し対策重点エリアの推進	○（10月より23区内で試行）	○（全国で実施）	
		④技術的工夫および技術開発の推進		○	
	Ⅲ. 占用企業者へのインセンティブ付与	①インセンティブ/チャージの検討			○
		②企業別の工事日数公表 (道路工事渋滞指数の構築)	○（12月に23区内で試行）		○（全国で実施）
		③占用企業者の主体的な道路工事広報	実施方法検討・関係者間調整		○（23区内で試行）
	Ⅳ. 利用者への情報提供と監視強化	①リアルタイム路上工事情報提供			○
		②利用者の監視による工事の改善	○（10月より23区内で試行）		○（全国で実施）
		③工事看板の改善	○（10月より23区内で試行）		○（全国で実施）
	Ⅴ. 道路管理者自らの縮減強化	①年度末の使い切り型予算制度見直し	○（制度改正済、H16度予算より反映）		○（全国で実施）
		②渋滞コスト最小の者が受注する落札方式の推進	○（12月より23区内で試行）		○（全国で実施）
		③補修工事を計画的に集中して実施するエリアの設定			○

1-2-1. 路上工事の縮減施策

■ 掘り返し対策重点エリアでの集中工事の実施

- ・東京23区内の4つの「掘り返し対策重点エリア」で、幹線道路(国道、都道)を対象に集中工事を実施。
- ・次年度以降の5年間は緊急工事(※)等以外の掘り返しを規制。
- ・集中工事は平成15年10月～平成16年2月末で実施。(年末の平成15年12月15日～同月31日は除く。)
- ・対象地区では、ロゴマーク入りの看板設置、歩道でのロゴマーク標示を実施。

表 掘り返し対象路線一覧

番号	地区名	路線名	区間	延長(km)	実施予定工事
(1)	品川区 中延地区	国道1号	戸越三-松原橋	1.8	ガス工事 水道工事 等14件
		中原街道	平塚橋-南千束	1.7	
		環七通り	松原橋-南千束	1.6	
(2)	大田区 南馬込・池上地区	国道1号	松原橋-千鳥	2.9	補修工事 電気工事 等23件
		国道15号	大森海岸駅前-大森町駅前	2.0	
		環七通り	松原橋-大森東	3.3	
		池上通り	大森駅前-千鳥	3.4	
(3)	千代田区 外神田地区	国道17号	万世橋-湯島一	1.1	補修工事 下水工事 等9件
		藏前橋通り	湯島一-外神田五	0.8	
		中央通り	外神田五-万世橋	0.6	
(4)	台東区 浅草橋地区	国道6号	浅草橋-藏前一	0.8	下水工事 電話工事 等6件
		踏国通り	浅草橋-東神田	0.4	
		藏前橋通り	藏前一-鳥越一	0.8	
		清洲橋通り	東神田-鳥越一	0.8	

図 掘り返し対策重点エリア



1-2-2. 掘り返し対策重点エリア

図 掘り返し対策重点エリア掲示看板

80cm

掘り返し対策重点エリア



これは掘り返し対策重点エリアの指定ロゴマークです



目 的 道路工事を縮減する一環として、この路線で集中工事を行ない掘り返しの抑制に取り組んでいます。

集中工事期間 平成15年10月 日～平成16年2月 日
(但し、年末の平成15年12月15日～同月31日の間は除く)

工事抑制期間 工事終了後から平成20年度までの5年間は下記緊急工事を除き、掘り返しを抑制します。

緊急工事

- ① 道路陥没、水・ガス漏れ等に対する緊急工事
- ② 交通事故の防止、防災や地域からの要請により緊急に実施する必要がある工事
- ③ 住宅・ビル等への引き込み等工事

問い合わせ先 国土交通省 東京国道事務所 TEL 03-3214-7425

50cm

1-2-3. 路上工事看板改良

■工事内容や工事実施事業者をわかりやすく表示する工事看板の設置

・工事の目的や必要性、工事実施事業者名が道路利用者から一目で分かるような改良工事看板を設置することによって、道路利用者に工事内容を分かりやすく伝達。

(1) 工事理由・内容をLEDを用いて表示するなど、道路利用者が理解しやすい看板に。

(2) 現場特定を容易にする工事固有番号を表示するなど、各工事現場への意見・要望等を、道路利用者から出していただきやすい看板に。

(3) 工事実施事業者名が一目でわかるように表示。

・当面、23区内で試行し、平成16年度以降に本格導入。

図 改良工事看板のイメージ



表 H15年度内改良看板設置箇所一覧

企業名	路線	時期	設置箇所	工事種類
東京国道	R1	設置中	大田区南馬込6	南馬込6丁目舗装修繕工事
東京電力	都道井の頭通り・神宮線	1~2月	渋谷区富ヶ谷1	管路新設工事
NTT	R1	2月中旬	大田区東蒲田2-30~南蒲田1-25	蒲田立体関連
水道局	R15	設置中	品川区北品川3-3~南品川5-6	配水管工事
下水道局	R15	2月~	港区高輪3~4	浸水対策工事
東京ガス	R1	2月~下旬	大田区西馬込1-1~南馬込5-30	本復旧
営団	R4	2月~	千代田区神田佐久間町1~神田平河町	地下鉄秋葉原駅エレベーター工事

1-2-4. モニター募集

■ 道路利用者による路上工事モニタリングの実施

- ・道路工事全般および個別工事箇所の実施状況に関する意見・提案等をいただけるモニターを募集。
- ・新たに導入する施策に対する意見も含め、毎月アンケート形式の調査票等で回答いただく。

期間：平成15年11月～平成16年3月の5ヶ月間

<一般モニター>

対象：23区内在住者または勤務者の方

人数：216名

<事業者モニター>

対象：タクシーおよびトラックのドライバー

人数：100名

表 モニター調査の質問内容

月	質問内容
11月：普段路上工事に抱えている印象と、重要と思う路上工事改善策について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路上工事に悪い印象を持つ要因 ○ 路上工事の改善に向け、重要と思う取り組み
12月：路上工事の改善に向けた具体的取り組みに対する印象について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「年末の路上工事原則中止」に対する評価 ○ 「年末の工事中止期間中に工事を実施した事業者、理由等の公表」に対する評価 ○ 「工事実施事業者別の工事実施時間数を毎月公表」に対する評価 ○ 年末の路上工事の量に対する印象 ○ 年末の路上工事全般についての印象 ○ 「利用者の視点に立った路上工事スリム化大作戦」に対する意見
1月：路上工事に関する情報提供のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路上工事関連情報の公表に際して有効であると思う情報媒体(メディア) ○ ニーズの高い路上工事情報の種類 ○ 路上工事関連の情報提供に対する意見

1-3. 「路上工事スリム化大作戦」①

■「利用者の視点に立った路上工事スリム化大作戦」の実施

路上工事の実施に対する批判の多い年末・年度末に、路上工事の縮減施策を強化する一環として、年末に、以下の3施策からなる「利用者の視点に立った路上工事スリム化大作戦」を東京23区内で実施。

1. 年末の路上工事をストップ。

東京23区内の国道および都道で、H15年12月20日～31日に緊急工事等を除き、工事をストップ。

2. 工事実施事業者毎の延べ路上工事時間数を公表。

工事実施事業者ごと(東京国道事務所、上下水道事業者、電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等)の車線規制の伴う延べ路上工事時間数を毎月集計し公表。(右図参照)

3. 道路利用者モニターによる路上工事チェックを強化。

11月から開始している「路上工事モニタリング」の一環として、年末の工事実施状況をチェックして頂き、その果を公表。工事の実施状況に問題があると思われる箇所に関しては工事実施事業者に指摘内容を伝達。

図 路上工事時間数公開ホームページ
(東京国道事務所HP)

工事実施事業者毎の延べ路上工事時間数公開ページ 最終更新: 12月20日 19時

「利用者の視点に立った路上工事スリム化大作戦」の一環として、道路管理者(国土交通省東京国道事務所・相模国道事務所、東京都と公益事業者等で構成する東京都道路工事関係協議会)は、東京23区内の国道および都道を対象に、工事実施事業者(東京国道事務所、上下水道事業者、電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等)ごとの車線規制の伴う延べ路上工事時間数を、毎月集計し公表することを決定しました。

このページでは、対象道路の少く、東京国道事務所が管理する都内の一般国道1号、4号、6号、14号、16号、17号、20号、246号、284号、287号における車線規制の伴う延べ路上工事時間数を公表いたします。

※「利用者の視点に立った路上工事スリム化大作戦」については、こちらをご覧ください。

★ 月別集計結果 (単位)

工事種別	道路工事※	占用工事※							合計	
		上水道	下水道	NTTグループ	NCC※	電力	ガス	その他		
12月	平成15年度	7,002	909	1,281	531	81	1,458	432	1,548	13,212
	平成14年度	5,661	1,413	693	1,233	36	2,115	693	11,605	23,499
	H15/H14	123.7%	64.3%	180.5%	43.1%	225.0%	69.9%	62.3%	13.3%	56.2%

★ 年別集計 (単位)

工事種別	道路工事※	占用工事※							合計	
		上水道	下水道	NTTグループ	NCC※	電力	ガス	その他		
4月～12月	平成15年度	82,224	17,226	15,417	6,912	1,215	25,032	13,119	30,321	150,550
	平成14年度	51,462	22,896	13,923	10,657	1,629	47,691	12,897	77,285	246,420
	H15/H14	159.8%	75.2%	110.7%	92.2%	74.6%	52.4%	101.7%	99.2%	77.3%

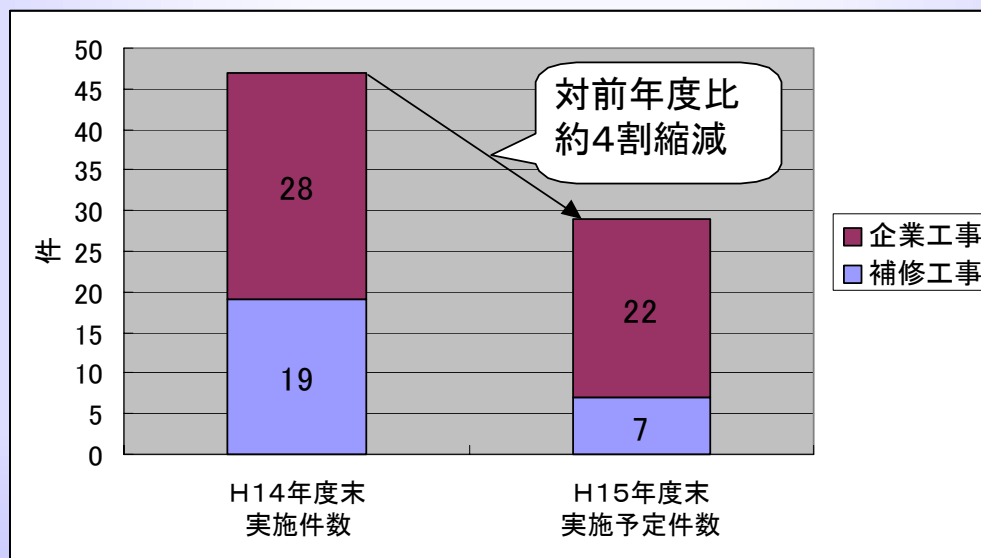
※道路工事とは、道路管理者が、舗装の補修工事や橋脚の手入れなど道路の維持管理のために行う工事です。
 ※占用工事とは、公益事業者(上下水道事業者、電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等)が、自らの事業のために行う工事です。
 ※NCCとはNTTグループ以外の電気通信事業者です。

1-4-1. 年度末抑制「東京スリム化ルール」①

■ 年度末の路上工事抑制

・今年度末(3月期)は、特に「東京都道路工事調整協議会」で策定した「平成15年度東京都区部路上工事縮減計画」に定められた年度末抑制方針に従い、年度末の路上工事を抑制することで、直轄国道では平成14年度末(3月期)より更に**約4割の縮減を目指し**、年度末抑制をこれまで以上に徹底(下右図参照)。

表一2 東京23区における年度末抑制(直轄国道)



1-4-2. 年度末抑制「東京スリム化ルール」②

■平成16年度より新たに展開する施策

(1) 休日の昼夜間連続作業等、各路線の交通特性に照らした規制方法の設定

- ① 平日における規制時間の弾力的運用による渋滞緩和及び工事期間の短縮
- ② ネットワーク等を勘案した休日の昼夜連続作業による現場における工事期間の大幅短縮
(ex. 分割施行により数週間要していた工事期間を24時間以内に圧縮)

(2) 新技術・新工法および工事実施方法の改善等による工事期間の短縮又は規制の解消

(3) 集中工事等における規制の弾力的運用による工事渋滞の緩和・迂回誘導等

(4) 工事情報の充実

- ① リアルタイム工事情報の充実
- ② 地下鉄や電線共同溝等長期にわたる工事に関する情報の周知・徹底

1-5. 「使い切り型予算制度」の見直し

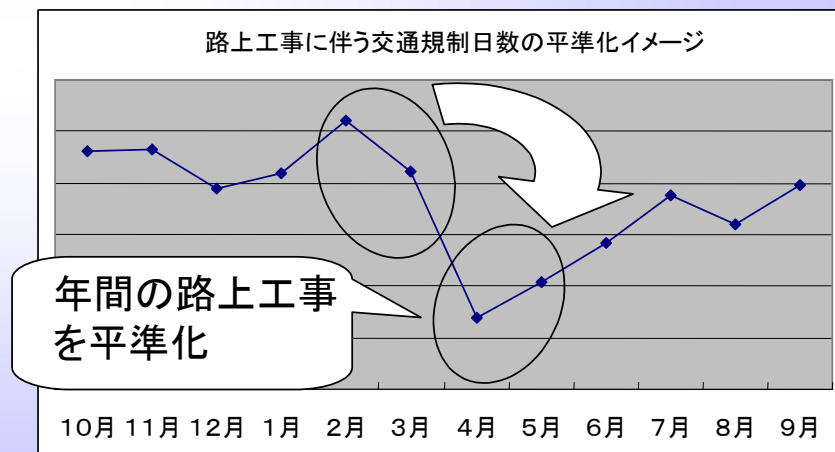
■直轄道路修繕事業の国庫債務負担行為採択要件の緩和

- ・年度末の路上工事の集中への国民一般から強い批判に応えるため、多年度に跨る執行が可能な国庫債務負担行為の採択要件を緩和し、その積極的な活用を図ることで、年間の路上工事の平準化を図る。
- ・緩和されたのは、実施地区や工種で限定があった点で、改正後は限定が外れている。

表 改正のポイント

現行	改正後
①年度末に著しい交通渋滞が予想される道路 ②工期が4ヶ月以上かつ年度をまたがる事業 ③東京・政令市、県庁所在地及びその周辺 ④舗装のオーバーレイ及び打換工事に限定	①年度末に著しい交通渋滞が予想される道路 ②工期が4ヶ月以上かつ年度をまたがる事業

図 要件緩和による効果(イメージ)



1-6. H16の縮減施策の展開 ～社会実験の実施～

○社会実験とは

既存制度の大幅な見直しを伴う、抜本的かつ斬新的な施策について、場所と期間を限定し試行・評価するもの。平成16年度の5つのテーマのうちの1つが、「路上工事縮減等に関する社会実験」。

○実験メニュー

以下の委員会提言施策を1つまたは複数実施し、効果や運営上の課題等を把握。

【 具体的施策例 】

- ①: 工事渋滞軽減度に応じたインセンティブ／チャージの検討
- ②: 工事総時間を指標としたマネジメント
- ③: 集中工事の実施
- ④: 掘り返し対策重点エリアの推進
- ⑤: 占用企業者別の工事渋滞の縮減貢献度の公表
- ⑥: 道路利用者の路上工事チェックによる工事の改善
- ⑦: リアルタイム路上工事情報提供システムの構築 等

【 把握すべき事項例 】

- ①: 路上工事件数の変化
- ②: 交通状況(交通量、渋滞長等)の変化
- ③: 利用者の満足度
- ④: 施策実施に際しての運営上の課題

○公募資格

路上工事で渋滞が発生するなど、地域の交通に影響を与える地区における以下の団体

- | | |
|----------|----------------------------|
| ①: 地方自治体 | ③: 占用企業者 |
| ②: 道路管理者 | ④: ①～③等で構成される地域内の路上工事調整会議等 |